三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（次号において「暴力団員等」という。）

四　暴力団員等がその事業活動を支配する法人

五　法人であって、証明事業を行う役員のうちに第一号から第三号までのいずれかに該当する者があるもの

（登録要件等）

第十七条　国土交通大臣は、第十五条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。　（新設）

一　第十九条第一項第一号イからヘまでの事項を含む内容について登録証明事業に係る試験（以下「登録試験」という。）が行われるものであること。

二　次のいずれかに該当する者五名以上によって構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ　管理業務に七年以上従事した経験があり、かつ、管理業務その他の賃貸住宅の管理の実務に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

ロ　弁護士、公認会計士、税理士、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学において教授若しくは准教授の職にある者又は宅地建物取引士であって管理業務その他の賃貸住宅の管理の実務に関する知識を有する者

ハ　国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

2　第十四条第一号の登録は、登録証明事業登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録証明事業を行う者（以下「登録証明事業実施機関」という。）の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　登録証明事業を行う事務所の名称及び所在地

四　登録証明事業の名称

五　登録証明事業を開始する年月日

（登録の更新）

第十八条　第十四条第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。　（新設）

2　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録証明事業の実施に係る義務）

第十九条　登録証明事業実施機関は、公正に、かつ、第十七条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録証明事業を行わなければならない。　（新設）

一　次のイからヘまでの事項を含む内容について登録試験を行うこと。

イ　管理受託契約に関する事項

ロ　管理業務として行う賃貸住宅の維持保全に関する事項

ハ　家賃、敷金、共益費その他の金銭の管理に関する事項

ニ　賃貸住宅の賃貸借に関する事項

ホ　法に関する事項

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、管理業務その他の賃貸住宅の管理の実務に関する事項